

新型コロナワクチン追加接種のご案内

5/18時点の情報です。

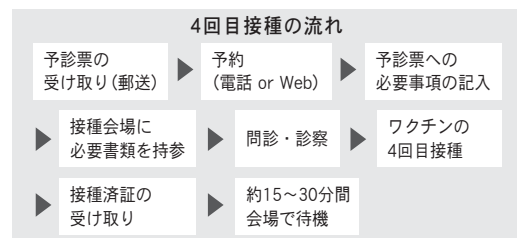
新型コロナワクチン4回目接種が始まります。3回目接種から5カ月経過する頃に、対象となる60歳以上の方に予診票を発送しています。3回目接種については、2回目接種から6カ月が経過した後、順次12歳以上の対象者に予診票を発送しています。いずれも予診票がお手元に届き次第、予約・接種を受けることができます。

4回目接種のご案内

4回目接種は、市内医療機関での個別接種となります。接種を受けられる医療機関や予約方法は、予診票送付時に案内しています。

- 対象になる方** 3回目接種を完了し、①～③のいずれかに該当する方
- ①60歳以上の方 …3回目接種を終了した日から5カ月が経過する頃に予診票を発送します。
 - ②基礎疾患をお持ちの18歳以上の方 …予診票の発行申請が必要です。
 - ③医師に重症化リスクが高いと判断された18歳以上の方 …予診票の発行申請が必要です。

3回目接種を受けた月	4回目予診票発送予定時期
令和3年 12月	令和4年 5月下旬
令和4年 1月	6月
2月	7月
3月	8月
4月	9月



▶ 次の項目に該当する方は、予診票の発行申請手続きが必要です。

- 基礎疾患をお持ちの18歳以上の方
- 医師に重症化リスクが高いと判断された18歳以上の方
- 予診票の発送後に住民票所在地が変更となった方
- 予診票を予診のみで使用して接種を受けなかった方
- 予診票を紛失・滅失・破損などした方

▶ 申請手続きなどの詳細は、市ウェブサイトまたは健康増進課(☎(47)8000)へ。



3回目接種のご案内

3回目接種の市の施設などでの集団接種は終了しました。市内医療機関・藤田医科大学病院で個別に接種を受けることができます。

▶ 市内医療機関での個別接種 (使用ワクチン：ファイザー社製または武田/モデルナ社製)

最新の日程については、接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」で確認いただき、予約をしてください。接種場所を探すことができない場合は、「市コールセンター」にお問い合わせください。

☎ 0120 (08) 5544
☎ 0562 (38) 5544
市コールセンター (9:00～20:00)
コロナワクチンナビ

▶ 藤田医科大学病院 (モデルナ社製ワクチン)

日時	場所
7/31(日)まで毎日 12:00～22:00	藤田医科大学アセンブリホール(専用駐車場あり(110台・無料))

21:00の受付までは、予約なしでも接種を受けられます

予約も ☎0570(666)885
できます 県コールセンター (平日9:00～17:00)

または ☎ 愛知県公式LINE
友だち登録をお願いします

水道料金の基本料金を半年間無償化

申請不要

市民の生活基盤である光熱水費全体の上昇を緩和するため、9月検針分から半年間の基本料金を無償化します。

- ▶ 対象 市内で水道を利用している世帯および事業者
- ▶ 期間 9月検針分～令和5年2月検針分
- ▶ 申込 不要(当該期間の水道料金から基本料金相当額を差し引いて請求します)

問 水道経営課 ☎(45)6238

プレミアム付商品券を販売

要申込

事業者や市民を支援するため、プレミアム付商品券を次の通り販売します。詳細は、広報おおぶ7月号と同時配布する冊子でご確認ください。

- ▶ 販売時期・方法 7月にWebシステムまたは専用ハガキによる事前申込 9/3(土)から商品券を大府商工会議所で引換購入(予定)
- ▶ 販売額 1冊5000円(使用額は6000円(中小店券2000円+大規模共通券4000円)) ※中小店券はコンビニ、ドラッグストア、売場面積500平方メートル以上のスーパー・家電量販店では使用不可
- ※購入は1世帯あたり5冊までで、申込多数の場合は抽選とします。
- ▶ 対象 市民、市内在勤・在学者
- ▶ 使用期間 9/3(土)～翌年1/31(火)

問 商工会議所 ☎(47)5000

国の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を早期給付

一部申請要

ひとり親世帯や住民税非課税の子育て世帯などの生活を支援するため、国の制度に基づき、給付金の支払いをいち早く開始しています。

▶ 対象・申請方法および支給時期

対象	申請方法	支給時期
児童扶養手当の支給を受けているひとり親世帯 ※令和4年4月分の児童扶養手当受給者	申請不要 (対象者に案内送付済)	5/20から 順次支給
【税申告済み】令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯と、 その他低所得の子育て世帯	申請必要 (子ども未来課で受付)	6/3(金)から 順次支給
【税未申告】令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯と、 その他低所得の子育て世帯	申請必要 (子ども未来課で受付)	申請受け付け後 順次支給
上記以外で家計が急変し、直近の収入が減少した子育て世帯		

※国の支給対象条件の詳細が決まり次第、市ウェブサイトに掲載します。

※対象となる児童の範囲は、令和4年3月31日時点で18歳未満の児童です(一定の障がいのある子どもは20歳未満)。

- ▶ 支給額 対象児童1人につき5万円
- ▶ その他 申請書類などの詳細は、市ウェブサイトをご覧ください。

問・申込先 子ども未来課 ☎(45)6229

燃料価格・物価高騰に対する緊急支援を実施します

市は、燃料価格・物価の高騰に直面する市民の生活を守り抜く緊急支援として、次の事業を実施します。